

皆さまの声を、私たちにお届けください

みい農業協同組合
令和6年10月1日現在

苦情処理措置の概要

当JAでは、組合員・利用者の皆さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAの各事業に関する相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じてJA内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、皆さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけ皆さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当JA経営陣に報告するとともに、JA内において情報の共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

○ 組合員・利用者の皆さまからの相談・苦情等については、まずは当組合がお受けいたします。

まずは、当JAの窓口へお申し出ください。

小郡中央支店・・・0942-72-4444 農機燃料センター・・・0942-77-0100
北野中央支店・・・0942-78-3213 リスク管理課・・・0942-72-2143
大刀洗中央支店・・・0942-77-0031 金融課・・・0942-72-2145
営農センター・・・0942-78-3035 共済課・・・0942-72-2149
経済センター小郡本店・・・0942-73-0383

- 4 信用事業と共済事業においては以下のようになっています。

信用事業においては、一般社団法人JAバンク相談所でもJAに関する相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申出をうかがい、お申出者のご了解を得たうえで、ご利用のJAに対し迅速な解決を依頼します。

共済事業においては、JA共済相談受付センターでも共済に関わる相談・苦情等のほかJA共済全般に関するお問い合わせも電話で受け付けています。

信用事業の場合

一般社団法人JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時から午後5時まで

※金融機関の休業日を除く

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法は、JAバンクホームページ内の当相談所のページ

<https://www.jabank.org/support/soudan/>
をご確認ください。

共済事業の場合

JA共済相談受付センター (JA共済連全国本部)

電話番号：0120-536-093

電話番号：0120-167-100

(ご高齢者専用ダイヤル)

「ご高齢者専用ダイヤル」とは、直接オペレーターにつながり、ご高齢者の方にも、よりわかりやすく、丁寧に対応させていただく番号サービスです。

受付時間：午前9時から午後6時まで
(土曜日は午後5時まで)

(日・祝祭日及び12月29日

～1月3日を除く)

JAバンク 紛争解決措置の概要

お客様からの相談・苦情等については、当JAが対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合、紛争解決措置として下記弁護士会に申し立てを行うことができます。詳しくは当JAにご相談ください。

福岡県弁護士会 紛争解決センター

福岡県弁護士会館

電話番号：092-791-1840

受付時間：月曜日～金曜日 10:00～12:00／13:00～16:00

〒810-0044 福岡市中央区六本松 4-2-5

北九州法律相談センター

電話番号：093-561-0360

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～12:00／13:00～17:00

〒803-0816 北九州市小倉北区金田 1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館内

久留米法律相談センター

電話番号：0942-30-0144

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

〒830-0021 久留米市篠山町 11-5 筑後弁護士会館内

JA共済 紛争解決措置の概要

お客様からの相談・苦情等については、当JAが対応しますが、ご納得のいく解決に至らない場合、下記の中立的な外部機関に解決の申し立てを行うことができます。また、当JAは下記の外部機関をご紹介します、その外部機関の標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。

詳細は当JAにお問合せください。

- ・ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ・ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
- ・ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ・ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ・ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

1 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 <https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一社) 日本共済協会では審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います

(一社)日本共済協会 共済相談所
電話番号:03-5368-5757
受付時間:午前9時～午後5時
(土日・祝祭日および12月29日～1月3日を除く)

※ 自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

(一社)日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決支援手続の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しております。(認証取得日:平成22年1月26日認証番号:第57号)

2 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったための、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は共済金等の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

3 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://www.n-tacc.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センターの相談所が全国各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

4 公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

5 日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR <https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続(和解斡旋手続・裁定手続)および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。

令和6年 10 月

